

東三河学生就職情報センター 利用規約

第1条（利用規約への同意）

本利用規約(以下「本規約」という)は、東三河学生就職情報センター(以下「学生センター」という。)への企業登録にあたり遵守すべき事項を定めるものです。企業は本規約の内容を十分理解した上でその内容に同意し学生センターへの登録するものとします。

第2条（対象企業）

豊橋商工会議所、豊川商工会議所、蒲郡商工会議所、新城市商工会、田原市商工会のいずれかの会員であり、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市内にある勤務地(コワーキングスペース・レンタルスペース等、一時的な利用を前提とした施設を除く)において新規大卒者等の正規雇用を予定している、次のいずれにも該当する事業所。

- (1) 設立から1年以上経過し、資本金1,000万円以上、かつ従業員10名以上の法人格を有する事業所
- (2) 学生センターの定める登録料を負担する事業所
- (3) 学生センターの定めるWEBサイトへ、登録後速やかに情報を掲載できる事業所

第3条（登録・申込）

- (1) 学生センターへの登録や合同説明会等イベントへの申込は、学生センターの定める方法により行うものとします。
- (2) 前項の登録・申込は、企業において学生センターの利用に係る契約を締結する権限を有する者が行うものとします。無権限の者が行った場合、当該申込みは認められず、当該無権限者は、当該申込みによって学生センターその他の者に生じた損害を賠償する責を負うものとします。
- (3) 学生センターは、第1項の登録・申込について所定の審査を行うことがあります。
- (4) 学生センターは、前項の審査を行った場合において、登録・申込を認めることが不相当と判断したときには、拒否することができるものとします。
- (5) 学生センターは、前項に基づき拒否する場合、その理由を申込者に説明する義務を負わないものとします。

第4条（登録の有効期間）

登録の有効期間は学生センターが別途定める期間とします。

第5条（企業情報に関する取扱い）

- (1) 学生センターは、企業が学生センターへ登録するにあたり、学生センターに対して提供した情報(以下「企業情報」といいます。)を、豊橋商工会議所の個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱うものとします。
- (2) 企業情報は、主催・共催・協力団体で共同利用し、学生センターの事務業務に利用するとともに、主催・共催・協力団体からの各種連絡・情報提供に利用します。
- (3) 学生センターへ登録した企業(以下「登録企業」といいます。)は、学生センターが、企業情報を必要

な範囲で求職者、他の登録企業または第三者の閲覧に供することをあらかじめ同意します。

第 6 条（WEB サイトや合同説明会等イベント出展における非保証）

- (1) 学生センターは、WEB サイトでの求職者等からのエントリーや合同説明会等イベントへの参加者の参加や採用など、その効果一切について、その確実性を保証するものではありません。
- (2) 学生センターは、WEB サイトや合同説明会等イベント参加者の資質・能力、企業への適合性などについて、何らの保証も行わないものとします。

第 7 条（登録の制限）

- (1) 学生センターは、反社会的勢力など(暴力団・暴力団員・総会屋・社会運動など標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者を意味します。以下同じ。)または反社会的勢力などと何らかの関係を持っている学生センターが判断した企業、学生センターを悪用する企業、第三者に迷惑をかける害意のある企業に対しては、登録をお断りします。
- (2) 学生センターは、登録企業が前項に規定すると判断した場合、何ら事前の催告を要することなく、当該企業に対して通知し、即時に本規約などに基づく契約を解除することができるものとします。
- (3) 学生センターが前項の規定により本規約などに基づく契約を解除した場合には、学生センターは、解除により該当企業に生じた損害の一切について賠償する義務を負わないものとします。

第 8 条（利用料の支払）

- (1) 登録企業は、学生センターが別途定める学生センターへの登録料、合同説明会等イベントへの出展料など、その一切の利用料(以下「利用料」といいます。)を、学生センターが定める所定の方法により学生センターに支払うものとします。
- (2) 登録企業は、第 10 条各号に掲げる事由により本規約などに基づく契約が解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに残債務の全額を学生センターに支払うものとします。

第 9 条（キャンセルの取扱い）

- (1) 学生センターへの登録が完了した時点で、学生センターが定める登録料の支払い義務が発生するものとし、登録完了後のキャンセルは一切認めないものとします。
- (2) 登録企業は合同説明会等イベントへの申込にあたり、学生センターの定めるキャンセルポリシーを遵守するものとします。

第 10 条（違反行為への対応）

学生センターは、登録企業が以下の各号に該当する場合には、あらかじめ何らの通知をすることなく、登録の解除、合同説明会等イベントへの出展の禁止を含む本規約などに基づく契約の解除などの措置、合同説明会等イベントへの出展の即時中止・即時の原状回復、今後の学生センターへの登録の拒否、あるいは、違反行為の中止・予防、伝達した情報の自発的な削除・訂正を求める措置、違反事実を開示する措置(違法行為の可能性がある場合における警察その他の公的機関への通報を含みます。)を講じることができるものとします。

なお、学生センターは、本条に基づき学生センターが行った措置により登録企業に生じた不利益や損害

について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 登録企業が本規約などに定められている事項に違反した場合、またはそのおそれがあると学生センターが判断した場合
- (2) 学生センターに支払う利用料について支払いの遅滞が生じた場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受けた場合
- (4) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払停止となった場合
- (5) 登録企業が破産、民事再生もしくは会社更生の手續の申立てを受け、または登録企業自らがこれらの申立てを行うなど、登録企業の信用不安が発生したと学生センターが判断した場合
- (6) 営業を廃止したとき、または清算手続に入った場合
- (7) 学生センターから登録企業に対する問合せその他の回答を求める連絡に対して一定期間応答がない場合
- (8) その他、学生センターと登録企業との信頼関係が失われるなど、契約関係の維持が困難であると判断した場合

第 11 条（学生センターに対する補償）

登録企業の行為が原因で生じたクレームなどに関する対応に関連して、学生センターが費用を支出した場合または学生センターが第三者に対して賠償金などの支払を行った場合、登録企業は、その支出した費用や第三者に支払った賠償金など（学生センターがクレームなどへの対応のために負担した弁護士費用を含みます。）を負担するものとします。

第 12 条（免責事項）

- (1) 学生センターの債務不履行に基づく損害賠償責任は、その故意または重過失によらない場合には免責されるものとします。
- (2) 学生センターは、不可抗力による原因（天災、戦争、暴動、火災、爆発、害意による損害、立入制限、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の規制など、学生センターで制御できないあらゆる原因をいいます。）で合同説会等イベントが開催できなかった場合、その不履行について一切の責任を負わないものとします。
- (3) 学生センターは、登録企業間または登録企業と求職者や合同企業説明会等イベント参加者等との間に生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとします。

第 13 条（本規約の変更）

- (1) 学生センターが必要と判断した場合には、登録企業に対する事前の通知なくして、本規約の内容を変更することができるものとします。ただし当該変更により登録企業に与える影響が大きいと判断される場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとします。
- (2) 変更後の本規約は、ホームページ等により対外的に表示された時点から効力を生じるものとします。
- (3) 登録企業が、本規約の変更の効力が生じた後に合同説明会等イベントへ出展した場合には、変更後の本規約のすべての記載事項に同意したものとみなされます。

第 14 条（権利義務などの譲渡の禁止）

登録企業は、本規約などに基づくすべての契約について、その契約上の地位およびこれにより生じる権利義務の全部または一部を、学生センターの事前の承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供することはできません。

第 15 条（秘密保持）

登録企業は、本イベントに関連して知り得た機密情報および学生センターが登録企業に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、学生センターの事前の承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとし、第三者に開示することはできないものとします。

第 16 条（準拠法）

本規約の準拠法は日本国の法令が適用されるものとします。

第 17 条（裁判管轄）

本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、学生センターの住所地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

<2025 年 3 月 1 日 制定>